

内閣参質二二一第三九号

令和八年五月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員石垣のりこ君提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

平成十一年八月六日の参議院外交・防衛委員会において、野呂田防衛庁長官（当時）が「自衛隊は国内法上必要最小限度を超える実力を保持し得ないなどの憲法上の制約を課せられており、このような制約がない諸外国の軍隊とは異なるものと考えられます。このような自衛隊の構成員たる自衛官も通常の観念で考えられる軍人とは異なるのではないか、こういうふう認識しております。しかしながら、一般に国際的な関係においては軍隊あるいは軍官に適用される国際法が自衛隊に適用される場合もありまして、一般的に言えば、国際法上あるいは自衛隊は軍隊として取り扱われ、自衛官についても軍人として取り扱われるものもあると考えます。」と述べているところであり、現在もこの答弁において示された政府の見解（以下「当該見解」という。）に変更はない。また、御指摘の平成十五年五月七日の参議院決算委員会における石破防衛庁長官（当時）の「自衛官は軍人ではございません」との答弁については、当該見解を踏まえて述べたものであり、小泉防衛大臣の認識も当該見解と同様である。

四及び六について

お尋ねの「小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したこと」については、当該見解を踏まえたものである。

五について

お尋ねの「自衛官を「軍人」と表現したことについて、用語の使用に関する基準又は方針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、一般に、政府においては、当該見解を踏まえて「軍人」という用語が用いられているものと考えている。